平成２５年（フ）第９３０４号
東京都西東京市新町１丁目４―５―507
債務者　丸山　一郎
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９３０５号
東京都東村山市美住町１丁目４―１　グリーンタウン美住一番街５―108
債務者　金子　保夫
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９３０６号
神奈川県相模原市中央区淵野辺本町２―30―８、住民票上の住所東京都調布市多摩川３丁目64―９
債務者　中村　賢二
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３９４号
静岡市葵区研屋町13番地　グラート研屋町402号、旧住所仙台市泉区南中山２丁目35番地の３
債務者　清水　　繭
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月５日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９２２８号
東京都八王子市元八王子町２丁目2048―401
債務者　石井　明江（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７３号
栃木県栃木市大平町西水代1988番地１
債務者　戸田　敏男
1　決定年月日時　平成25年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月８日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第４３７号
静岡県焼津市石津1094番地の２　ビューラ石津201、旧住所静岡県焼津市田尻1299番地の４
債務者　矢沢　昌隆
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月11日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９２５２号
東京都墨田区横川２丁目20―５―108
債務者　板倉　華奈
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４９号
北海道広尾郡広尾町並木通西１丁目73番地
債務者　川島久美子（旧姓大内）
1　決定年月日時　平成25年８月29日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第１５０号
北海道帯広市西14条北５丁目３番地１
債務者　渡邉美千代
1　決定年月日時　平成25年８月29日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第３７５３号
大阪市平野区瓜破１丁目９番14号　吉祥苑35
債務者　伊藤　貴臣（旧名貴子）
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３９１９号
大阪市住之江区南港中２丁目２番43―606号、住民票上の住所大阪府東大阪市足代北２丁目９番５号
債務者　小林あや乃
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３９８９号
大阪府大東市深野５丁目20番10号
債務者　岡田香保里（旧姓原）
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９２号
沖縄県宜野湾市野嵩２丁目７番15号
債務者　新垣　勇全
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第１２１号
沖縄県沖縄市嘉間良１丁目４番50号
債務者　平良　泰昭
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部